

BB. excite サービス利用約款

2018年12月5日

エキサイト株式会社

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. エキサイト株式会社 (以下、「当社」といいます。) は、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号。その後の改正を含む。) に基づき、この BB. excite サービス利用約款 (以下、「本約款」といいます。) を定め、これにより BB. excite サービスを提供します。
2. 本約款は、ユーザー (第3条に定義します。) が、当社が提供する BB. excite サービスを利用する場合についての、一切の關係に適用されます。
3. ユーザーは、BB. excite サービスの利用に関する登録の申込を行った時点で、本約款に同意したものとみなされます。ユーザーは、BB. excite サービスを利用するにあたり、本約款及び各コンテンツ提供者が提示する提供条件を誠実に遵守するものとします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスにかかる料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、その内容について当社所定の方法により通知します。
3. 前二項に定める本約款の変更の効力は、当社が通知を行った時点から生じるものとします。

第3条 (用語の定義)

1. 本約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 「エキサイトサービス」とは、当社のサービスの総称を意味します。
 - (2) 「BB. excite サービス」とは、本約款に基づいて提供されるエキサイトサービスの総称を意味します。
 - (3) 「BB. excite サービス契約」とは、BB. excite サービスの利用に関する契約を意味します。
 - (4) 「ユーザー」とは、エキサイトサービスを利用する個人又は法人を意味します。
 - (5) 「契約者」とは、当社と BB. excite サービス契約を締結しているユーザーを意味します。
 - (6) 「コンテンツ」とは、当社が BB. excite サービスとして提供するサービスのうち、BB. excite パソコンお助けサポートサービス、ESET ファミリーセキュリティサービス及び

Hulu オプションサービスのコンテンツを意味します。

(7)「コンテンツサービス」とは、当社が BB. excite サービスとして提供するサービスのうち、BB. excite パソコンお助けサポートサービス、ESET ファミリーセキュリティサービス及び Hulu オプションサービスのコンテンツを、本約款及びコンテンツ毎に定められた提供条件に従って、提供するサービスを意味します。

(8)「コンテンツ提供者」とは、コンテンツサービスを通じて、ユーザーにコンテンツを提供する法人を意味します。

(9)「エキサイト ID」とは、当社が別途定める「エキサイト・サービス利用規約」（「エキサイト・サービス利用規約」はこちらをご参照ください。

<http://www.excite.co.jp/info/agreement/>）に同意のうえ、所定の手続きにより、BB. excite サービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。

(10)「エキサイトパスワード」とは、当社が BB. excite サービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。

(11)「最低利用期間」とは、当社が BB. excite サービスの種類毎に定める最低利用期間であって、当該 BB. excite サービスの課金開始日をその起算日とするものを意味します。

(12)「課金開始日」とは、BB. excite サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者に課金開始日として通知する日を意味します。

(13)「オンラインサインアップ」とは、オンラインの端末を使用して行う BB. excite サービス利用の申込を意味します。

(14)「NTT 料金回収代行」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、総称して「NTT」といいます。）が、当社の事務代行者として契約者に対し、BB. excite サービスに係る対価を電話料金等の請求書記載の電話料金等と併せて請求し、受領その他これに付随する業務を意味します。

(15)「NTT ファイナンス回収代行」とは、NTT ファイナンス株式会社（以下、「NTT ファイナンス」といいます。）が、当社の事務代行者として契約者に対し、BB. excite サービスに係る対価を NTT 電話料金等の請求書記載の電話料金等と併せて請求し、受領その他これに付随する業務を意味します。

(16)「tabal メンバー」とは、NTT ファイナンスが定める tabal メンバー規約（以下、tabal メンバー規約といいます。）を承認の上入会を申込み、NTT ファイナンスが当該入会を承諾した個人又は法人を意味します。

(17)「tabal まるごと決済」とは、NTT ファイナンスが tabal メンバーに対して提供する回収代行サービスのことであり、当社の事務代行者として契約者が利用した BB. excite サービスに係る対価を tabal メンバーの指定したメイン回線（tabal メンバーが契約者である東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、又は株式会社エヌ・ティ・ティドコモ

のお客様電話番号等をいいます。)の請求に併せて請求し、受領その他これに付随する業務を意味します。なお、tabal までと決済の利用規約については、NTT ファイナンスの定めに従うこととします。

(18)「オリコ口座振替」とは、株式会社オリエントコーポレーション(以下、「オリコ」といいます。)が、当社の事務代行者として契約者に対し、BB.excite サービスに係る対価を請求し、受領その他これに付随する業務を意味します。

第4条(サービスの種類)

1. BB.excite サービスには、以下の5つの種類があります。

(1) BB.excite 接続サービス

NTT が提供する「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」及び「フレッツ 光ライトプラス」サービスの利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、動的にインターネットネットワーク IP アドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービスであって、以下①乃至⑥のコースに区分されるもの。

- ① 300 円で ADSL コース
- ② 500 円で ADSL コース
- ③ 500 円で光ファイバーコース
- ④ 500 円で光ファイバープレミアムコース
- ⑤ 1,000 円で超光ファイバーコース
- ⑥ BB.excite 光 with フレッツ

(2) 固定 IP オプション

静的にインターネットネットワーク IP アドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービス。

(3) BB.excite メール

メールソフトを使って電子メールを送受信できるサービス。

(4) BB.excite パソコンお助けサポート

日本 PC サービス株式会社が提供する、パソコンに関する疑問やトラブルに対する電話サポート、リモートコントロールによるサポートを受けられるサービス。

(5) ESET ファミリーセキュリティ

スロバキア法人 ESET, spol. s. r. o. (以下、「ESET 社」といいます。)が提供する、アンチウイルスソフトウェアサービス。

(6) Hulu オプションサービス

HJ ホールディングス株式会社が提供する動画配信サービス。

第5条(サービスの提供区域)

1. BB. excite サービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、当面は、BB. excite サービスの種類毎に別の定めが規定されている場合には、その定めで規定された地域に限らせていただきます。

第6条（契約者及び契約の成立）

1. 契約者は、個人に限るものとします。
2. BB. excite サービス契約は、利用希望者が本約款に同意した上で、当社の別途定める手続に従い BB. excite サービスの申込をし、当社が当該申込者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。当社は、BB. excite サービス契約の成立後、契約内容を記載した書面（電子メールを含み、以下「契約書面」といいます。）を契約者に送付します。
3. サービス開始日は当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を契約書面にて契約者に通知するものとします。

第7条（契約の単位）

1. 当社は、一種類の BB. excite サービス毎に一つの BB. excite サービス契約を締結するものとします。

第8条（権利の譲渡制限）

1. 契約者は、当社が事前に承認した場合を除き、BB. excite サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡又は貸与することができません。

第9条（ID 及びパスワード）

1. 契約者は、エキサイト ID 及びエキサイトパスワード（以下、「ID 等」といいます。）の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が BB. excite サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させてはならないものとします。
4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者による ID 等の使用上の過誤又は第三者による ID 等の不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。また、当社は、契約者の ID 等を用いてなされた BB. excite サービスの利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は利用料を負担するほか、第13条（商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）に従って利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。
5. 契約者は、エキサイト ID を変更することはできません。
6. 本条の定めの一部は、当社が事前に承認した場合、適用しないことがあります。

第2章 サービスの利用

第10条（コンテンツ提供者が定める手続き）

1. 契約者は、コンテンツサービスを利用する際、コンテンツサービス毎に定められた利用登録などの所定の手続きがある場合には、それらの手続きを経る必要があります。
2. 契約者は、本約款の他、各コンテンツサービスを利用する際に、個々のコンテンツサービス毎に定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第11条（設備等）

1. 契約者は、BB. excite サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、BB. excite サービスが利用可能な状態におくものとします。
2. 契約者は、BB. excite サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼動するように維持するものとします。

第12条（自己責任の原則）

1. 契約者は、自ら BB. excite サービスの利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負います。第24条（サービスの変更、追加又は廃止）に記載する当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、BB. excite サービスの利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 契約者は、本約款に違反し、もしくは BB. excite サービスの利用に伴い故意又は過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。

第13条（商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）

1. 契約者は、BB. excite サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
 - (1) BB. excite サービスの利用を通じて入手したテキストデータ、音声、画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、併せて「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で利用する行為。
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

(4) 当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為。

(5) 詐欺等の犯罪行為に関連し、もしくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為。

(6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業に該当する行為又はそのおそれのある行為。

(7) 無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為。

(8) BB. excite サービスの利用によりアクセス可能となる当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。

(9) 第三者になりすまして BB. excite サービスを利用する行為。

(10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為。

(11) 第三者が行った通信環境の設定（ダイヤルアップネットワークの設定等）を、ダイヤル Q2 や国際電話等の通常の電話回線よりも高額な回線に変更してしまうようなプログラムないしソフトウェアを配置し、又は送信する行為。（例：ダイヤル Q2 に接続されるように設定された exe 等のプログラムを設置する行為）

(12) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為又は嫌悪感を抱かせるおそれのある電子メールを送信する行為。第三者が拒絶しているにもかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。

(13) 当社又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。（例：ポートスキャン、不正アクセス等）

(14) 当社の設備に著しく負荷を及ぼす態様でサービスを利用する行為。

(15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為。

(16) 事業用に BB. excite サービスを利用している場合において、消費者契約法その他の消費者保護を目的とした法令に違反する行為。

(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

(18) 上記各号の他、法令、本約款又は公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、BB. excite サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産権を侵害する行為、その他第三者もしくは当社に不利益を与える行為。

(19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みま

す。)に関連するデータ等へリンクを張る行為。

2. 前項に掲げた行為の他、当社及びコンテンツ提供者が事前に承認した場合を除き、BB. excite サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 商業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行う行為。
- (2) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- (3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含まれます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為。

第3章 申込及び承諾等

第14条（申込）

1. BB. excite サービス利用の申込（以下、「申込」といいます。）は、以下各号に定める方法にて行うものとします。

- (1) オンラインサインアップを利用した申込。
- (2) NTT が準備・運営する電話窓口（以下、「NTT 電話窓口」といいます。）を利用した電話申込。
- (3) 当社が指定する BB. excite サービス利用の申込を取次する業者（以下、「BB. excite 取次代理店」といいます。）を利用した当社が指定する方法による申込。

2. 当社は、以下各号に定める時点で申込があったものとみなします。

- (1) オンラインサインアップ（NTT が準備・運営するウェブサイト（以下、「NTT ウェブサイト」といいます。）を利用した申込を除きます。）を利用した 申込を行った場合は、BB. excite サービス利用の申込者（以下、「申込者」といいます。）から当該申込に関する通知を当社が受領した時点。
- (2) オンラインサインアップのうち NTT ウェブサイトを利用した申込を行った場合、及び NTT 電話窓口を利用した電話申込を行った場合は、NTT から当該申込に関する通知を当社が受領した時点。
- (3) BB. excite 取次代理店を利用した申込みを行なった場合は、BB. excite 取次代理店から当該申込に関する通知を当社が受領後、当社が申込者に対して BB. excite サービスの利用に際して必要な書類を通知した日より 30 日以内（以下、「通知期限」といいます。）に申込者から BB. excite サービスの利用に係る料金の支払手段に関する情報（支払手段として利用するクレジットカードの情報等を指しますが、これに限らないものとします。以下当該クレジットカードの情報等を総称して、「クレジットカード情報等」といいます。）を当社が受領した時点。なお、通知期限内にクレジットカード情報等の通知が当社に到着しない場合、申込者が BB. excite 取次ぎ代理店に行った当該 BB. excite サービスの利用申込は完了せず無効とみなします。但し、申込者の BB. excite 取次代理店に対する BB. excite サービス利

用の申込時に、BB. excite 取次代理店の要求に従い、BB. excite 取次代理店に対しクレジットカード情報等を通知した場合においては、当該 BB. excite 取次代理店から当該申込に関する通知を 当社が受領した時点となります。

3. 申込者は、NTT 電話窓口、NTT ウェブサイト又は BB. excite 取次代理店を利用した場合、当該申込に際して申込者が NTT 又は BB. excite 取次代理店に提供する申込者の情報が NTT 又は BB. excite 取次代理店から当社に通知されることに予め了承するものとします。

第 15 条（申込の承諾等）

1. 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、以下に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

（1）BB. excite サービス利用の申込者（以下、「申込者」といいます。）が BB. excite サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき。

（2）申込者が第 23 条（利用の停止）第 1 項各号の事由に該当するとき。

（3）申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約し、もしくは BB. excite サービスの利用を停止されたことがあるとき。

（4）申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。

（5）申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカード又は金融機関口座を指定したとき。

（6）申込者が、指定したクレジットカード、金融機関口座又は第 27 条（契約者の支払義務）の規定に基づき NTT 料金回収代行、NTT ファイナンス回収代行もしくは tabal まるごと決済を利用する場合に NTT もしくは NTT ファイナンスが指定する方法により登録した支払元の名義人と異なるとき。

（7）その他当社が不相当と判断した場合。

2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明にかかる公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

第 16 条（初期契約解除）

1. 契約者は、契約書面の受領日を 1 日目として 8 日目までの間に、当社所定の窓口に所定の方法にて通知することにより、BB. excite 接続サービスの契約を解除することができるものとします。

2. 前項の対象となる契約者（以下、「初期契約解除対象契約者」といいます。）は、以下に定めるとおりとします。

(1) 第6条(契約者及び契約の成立)第2項に基づき、新規にBB.excite 接続サービスの申込をした契約者。

(2) 第18条(サービス内容の変更)に基づき、BB.excite 接続サービスのサービス内容の変更を請求した契約者。

3. 初期契約解除対象契約者以外の契約者がBB.excite サービス契約の解除を希望する場合は、第26条(契約者の解約)に定める方法にて解約するものとします。

4. 第4条(サービスの種類)第1項第(2)号乃至第(5)号に定めるサービス(固定IPオプション、BB.excite メール、BB.excite パソコンお助けサポート、ESET ファミリーセキュリティ及びHulu オプションサービス)は、本条に定めるBB.excite 接続サービスの契約の解除によって当然に解約されるものではなく、契約者は、第26条(契約者の解約)の定めに基づき、解約の手続きが必要となります。

第17条(サービス利用の要件等)

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス(当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。)を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2. 当社は、第1項の他、エキサイトサービス上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対しBB.excite サービスに関する情報を通知します。なお、契約内容に関する通知は、当社から契約者に対して契約書面を交付することにより行うものとします。

3. 当社から契約者への通知は、前二項に基づき電子メールの送信若しくは当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点、又は、契約者が契約書面を受領した時点より効力を発するものとします。

4. 当社は、第1項に基づき契約者が指定したメールアドレスに対して、エキサイトサービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ(宣伝、広告等を含みます。)を記載した電子メールを送信することがあり、契約者はこれを承諾するものとします。

5. 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第4章 契約事項の変更等

第18条(サービス内容の変更)

1. 契約者は、BB.excite サービスの種類毎に定める事項について、BB.excite サービス契約の内容の変更を請求することができます。

2. 契約者は、別紙1第4条(サービス内容の変更等(第18条関係))及び別紙2第4条(サービス内容の変更等(第18条関係))に基づき、BB.exite 接続サービスのサービス内

容の変更を請求することができます。

3. 第 15 条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

4. 当社は、BB. excite 接続サービスのサービス内容の変更がなされた場合、契約書面を契約者に送付するものとします。

第 19 条（契約者の名称の変更等）

1. 契約者は、その氏名、住所又は居所、メールアドレス、クレジットカード、金融機関口座情報、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

2. 支払い先を NTT 又は NTT ファイナンスに指定していた契約者が、支払方法、住所その他 NTT 又は NTT ファイナンスに届け出た一切の情報の変更を希望する場合は、NTT 又は NTT ファイナンスに対し、所定の方法により速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 20 条（契約上の地位の相続）

1. 契約者である個人（以下、「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人にかかる BB. excite サービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約にかかる BB. excite サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2. 第 15 条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「BB. excite サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 5 章 サービスの運営

第 21 条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、BB. excite サービスの利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

第 22 条（利用の中断）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、何らの責任も負うことなく、BB. excite サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- (3) NTTが「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」「フレッツ 光ライト」サービスを中断あるいは一時停止したとき。
- (4) 各コンテンツ提供者が、各コンテンツサービスを中断あるいは一時停止したとき。
- (5) その他当社が必要と判断したとき。

2. 当社は、BB. excite サービスの提供を中断するときは、契約者に対し、前項第(1)号により中断する場合にあっては、その7日前までに、同項第(2)号、第(3)号、第(4)号により中断する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第23条 (利用の停止)

1. 当社は、契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、何らの責任も負うことなく、当該契約者の利用にかかる全ての BB. excite サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき。
- (2) 料金等 BB. excite サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において BB. excite サービスを利用したとき。
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において BB. excite サービスを利用したとき。
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において BB. excite サービスを利用したとき。
- (6) 第15条(申込の承諾等)第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
- (7) 契約者が指定したクレジットカード、金融機関口座又は第27条(契約者の支払義務)の規定に基づき NTT 料金回収代行、NTT ファイナンス回収代行又は tabal まるごと決済を利用する場合に NTT 又は NTT ファイナンスが指定する方法により登録した支払方法を使用することができなくなったとき。
- (8) 契約者に対する破産の申立があった場合又は、契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたときもしくは補助開始の審判を受けたとき。
- (9) 契約者と連絡がとれなくなったとき。
- (10) 前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において BB. excite サービスを利用したとき。

2. 当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、前項第（3）号、第（4）号及び第（9）号に該当する場合の他、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置をとることを妨げるものではないものとします。

4. 当社から BB.excite サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用にかかる行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

5. 契約者が複数の BB.excite サービス契約を締結している場合において、当該契約者のうちいずれかについて本条第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての BB.excite サービス契約において BB.excite サービスの提供を停止することができるものとします。

第24条（サービスの変更、追加又は廃止）

1. 当社は、都合により BB.excite サービスの全部又は一部をいつでも変更、追加並びに廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項による BB.excite サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

3. 当社は、本条第1項の規定により BB.excite サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。

第6章 契約の解約

第25条（当社の解約）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、BB.excite サービス契約を解約することができます。

（1）第23条（利用の停止）第1項各号の事由がある場合において、当社が契約者に対し、当該事由を解消すべき旨を求める通知を行ってから30日以内に当該事由が解消されなかったとき。ただし、同条第1項第（2）号の事由による場合は、当該契約を直ちに解約することがあります。

（2）第23条（利用の停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2. 当社は、前項の規定により BB.excite サービス契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。

第 26 条（契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下、「指定解約フォーム」といいます。）を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、BB. excite サービス契約を解約することができます。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解約の効力が生じる日として指定した日のいずれか早い日に生じるものとします。
2. 第 21 条（利用の制限）又は第 22 条（利用の中断）第 1 項の事由が生じたことにより BB. excite サービスを利用することができなくなった場合もしくは契約者においてインターネットを利用して指定解約フォームからオンラインによる解約をすることが困難となった特段の事情が存在する場合には、契約者は、前項の規定にかかわらず、当社が別途当該契約者に対して指定する方法で当社に通知することにより、当該契約を解約することができます。この場合において、当該解約は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。
3. 当社は第 1 項又は第 2 項の規定により、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
4. 第 24 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項の規定により BB. excite サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された BB. excite サービスにかかる BB. excite サービス契約が解約されたものとします。
5. 本条による契約者の解約の場合、解約の時点において発生している利用料その他の債務の履行は第 7 章に基づきなされるものとします。

第 7 章 料金等

第 27 条（契約者の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し、BB. excite サービスの利用に関し、次条（初期費用の額）から第 31 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスにかかる初期費用、月額料金及び BB. excite サービスの種類毎に定める料金（以下、三者を併せて「BB. excite サービスの料金」といいます。）を支払うものとします。なお、契約者は、当社が別途指定する条件に合致した場合に限り、BB. excite サービスの料金を NTT 料金回収代行、NTT ファイナンス回収代行、tabal まるごと決済又はオリコ口座振替により支払うことができます。
2. 初期費用の支払義務は、当社が BB. excite サービスの利用の申込を承諾したときに発生します。
3. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 23 条（利用の停止）の規定により BB. excite サ

サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスにかかる月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 28 条（初期費用の額）

1. 初期費用の額は、BB. excite サービスの種類毎に定めるものとします。

第 29 条（月額料金及び利用料の額）

1. 月額料金の額は、BB. excite サービスの種類毎に定めるものとし、具体的な金額については、別途定める当社所定の「料金表」に記載するものとします。
2. 課金開始日又は BB. excite サービス解約（最低利用期間を経過する前に解約があった場合を除きます。）の日が暦月のいずれの日にもかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、当該日の属する月についてその月の初日から末日までの一月分のサービス料をお支払い頂くものとします。
3. 利用料の額は、BB. excite サービスの種類毎に定めるものとし、具体的な金額については、別途定める当社所定の「料金表」に記載するものとします。

第 30 条（料金の調定）

1. BB. excite サービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解約された場合における BB. excite サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。

第 31 条（利用不能の場合における料金の調定）

1. 当社の責に帰すべき事由により BB. excite サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下、「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
2. 前項の規定は、本約款において、BB. excite サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第 32 条（料金等の請求方法）

1. 当社は、契約者に対し、毎月月額料金及び、月額料金以外に利用料が必要な場合において利用料を請求します。
2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書並びに領収書を一切発行しないものとし

ます。

第 33 条（料金等の支払方法）

1. 契約者が、月額料金、利用料その他 BB. excite サービスの利用にかかる料金の支払方法について、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードによる支払い又はオリコ口座振替による支払いを選択した場合、当該クレジットカード会社の規約又はオリコ口座振替で指定された金融機関の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。また、契約者が NTT 料金回収代行、NTT ファイナンス回収代行又は tabal まるごと決済を選択した場合、NTT 又は NTT ファイナンスが指定する支払方法及び支払期日に従って支払うこととします。

2. 当社は、前項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等の支払方法について、契約者がクレジットカード又はオリコ口座振替による支払いを選択した場合、クレジットカード会社又はオリコに請求するものとします。また、契約者が NTT 料金回収代行、NTT ファイナンス回収代行又は tabal まるごと決済を選択した場合、NTT 又は NTT ファイナンスから、前項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等を請求するものとします。

3. 契約者とクレジットカード会社、オリコ、オリコ口座振替で指定された金融機関、NTT 又は NTT ファイナンスとの間で料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 契約者は、利用料その他 BB. excite サービスの利用にかかる料金に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。

（1）契約者が、BB. excite サービスの料金その他 BB. excite サービス契約上の債務の支払を怠った又は当社が債務の支払を確認できなかった場合、当社が当該契約者に対して有する債権を回収するために要する費用を当該契約者が負担すること。また、当社が当該契約者に対し、払込票（コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行又は郵便局に提示することにより当社に対する支払いが可能となる帳票をいう。）による債権回収を行った場合、払込票決済手数料として、当該契約者は、334 円＋消費税等を負担すること。

（2）契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は当該債権と BB. excite サービスの料金その他 BB. excite サービス契約上の債務と相殺することができること。

（3）当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から利用料その他 BB. excite サービスの利用にかかる料金（第 33 条 4 項第（1）号に定める債権を回収するために要する費用及び第 35 条に定める遅延損害金を含みます。）の支払いを受ける権利の全部又は一部を、国が認可した債権管理回収専門業者、その他、当社が指定した第三者に譲渡する場合があること。

（4）契約者がクレジットカードによる支払を選択した場合、当該クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の料金が合算して請求となる場合があること。

第 34 条 (割増金)

1. BB. excite サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額 (以下、「割増金」といいます。) を支払うものとします。

第 35 条 (遅延損害金)

1. 契約者は、BB. excite サービスの料金その他 BB. excite サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

第 36 条 (割増金等の支払方法)

1. 第 33 条 (料金等の支払方法) の規定は、第 34 条 (割増金) 及び前条 (遅延損害金) の場合について準用します。

第 37 条 (消費税)

1. 契約者が当社に対し BB. excite サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含む。) 及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。なお、当社は、消費税相当額の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 8 章 雑則

第 38 条 (第三者の責による利用不能)

1. 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額から当該損害賠償を請求するために要した費用を控除した金額 (以下、「損害限度額」といいます。) を限度として、損害の賠償をします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を

合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 39 条（保証及び責任の限定）

1. BB. excite サービスにおける保証又は保証の限定に関しては、BB. excite サービスの種類毎に定めるものとします。
2. 当社は、契約者が BB. excite サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
3. 契約者が BB. excite サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
4. 当社は、契約者が BB. excite サービスとともに他社サービスを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき一切の責任を負いません。

第 40 条（個別のコンテンツ等に関する責任）

1. 契約者は、コンテンツサービスによって提供されたコンテンツの内容や他の契約者の行為などにより権利を侵害された場合には、当該コンテンツ提供者ないし契約者に対し直接責任を追及するものとします。当社は、これらの者の行為やその提供するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任をも負いません。

第 41 条（免責）

1. 当社は、コンテンツサービスにより契約者に提供されるコンテンツにつき以下を保証するものではありません。
 - (1) 品質(通信の不良に起因する場合があります)。
 - (2) 内容。
 - (3) 第三者の権利を侵害しないものであること。
2. 当社は、本約款に従った措置をとったことにより申込者又は契約者に発生した損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、当社による本約款上の義務違反ないし不法行為によって契約者が損害を蒙った場合、損害の原因となった特定のコンテンツサービスに関連して受領した利用料金の金額を限度として、契約者が被った直接かつ現実の損害を賠償します。ただし、当社の故意又は重過失によって上記損害が生じた場合はこの限りではありません。

第 42 条（個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（プライバシーポリシーに関しましてはこちらをご参照く

ださい。<http://www.excite.co.jp/info/privacy/>) に従って取り扱い、エキサイトサービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、ユーザーが開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示が求められる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、自らの個人情報を BB. excite サービスを利用して公開するときは、第 12 条（自己責任の原則）、第 41 条（免責）が適用されることを承諾します。

3. 当社は、契約者の個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」といいます。）を作成し、新規エキサイトサービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

4. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

第 43 条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るよう努めるものとします。

2. 当社は、契約者の BB. excite サービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規エキサイトサービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第 44 条（サービスの種類毎の定め）

1. 第 3 条（用語の定義）、第 5 条（サービスの提供区域）、第 17 条（サービス利用の要件等）第 4 項、第 18 条（サービス内容の変更）第 1 項、第 26 条（契約者の解約）第 1 項、第 27 条（契約者の支払義務）第 1 項、第 28 条（初期費用の額）、第 29 条（月額料金及び利用料の額）第 1 項、第 31 条（利用不能の場合における料金の調定）第 2 項及び第 39 条（保証及び責任の限定）において、BB. excite サービスの種類毎に定めることとされている事項は、以下に定めるところによるものとします。

- (1) BB. excite 接続サービス 別紙 1 に定める
- (2) BB. excite 接続サービス「BB. excite 光 with フレッツ」特約 別紙 2 に定める
- (3) 固定 IP オプション 別紙 3 に定める
- (4) BB. excite メール 別紙 4 に定める
- (5) BB. excite パソコンお助けサポートサービス 別紙 5 に定める
- (6) ESET ファミリーセキュリティサービス 別紙 6 に定める
- (7) Hulu オプションサービス 別紙 7 に定める

第 45 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2002 年 8 月 1 日制定

2003 年 3 月 19 日一部改定

2004 年 2 月 16 日一部改定

2004 年 8 月 9 日一部改定

2004 年 11 月 29 日一部改定

2004 年 12 月 22 日一部改定

2005 年 2 月 23 日一部改定

2005 年 3 月 31 日一部改定

2005 年 4 月 5 日一部改定

2005 年 12 月 1 日一部改定

2006 年 10 月 1 日一部改定

2006 年 12 月 6 日一部改定

2007 年 1 月 16 日一部改定

2008 年 3 月 31 日一部改定

2009 年 10 月 1 日一部改定

2010 年 2 月 1 日一部改定

2010 年 4 月 6 日一部改定

2010 年 10 月 15 日一部改定

2010 年 12 月 15 日一部改定

2011 年 4 月 1 日一部改定

2011 年 5 月 9 日一部改定

2011 年 5 月 18 日一部改定

2011 年 8 月 1 日一部改定

2012 年 7 月 1 日一部改定

2012 年 10 月 1 日一部改定

2014 年 3 月 27 日一部改定

2014 年 6 月 30 日一部改定

2016 年 5 月 21 日一部改定

2016 年 8 月 26 日一部改定

2016 年 10 月 1 日一部改定

2018年7月23日一部改定

2018年9月4日一部改定

2018年12月5日一部改定

2018年12月5日

エキサイト株式会社

別紙1 BB.excite 接続サービスにおいて定める事項

第1条（最低利用期間）

1. BB.excite 接続サービスの最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（提供区域（第5条関係））

1. NTTの提供区域のうち、当社が指定する範囲の区域とします。現在当社が提供しているのは日本国内全国です。

第3条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. 契約者は、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」サービスのいずれかの契約者である必要があります。

2. 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してBB.excite 接続サービスを利用することはできません。

3. 契約者は、BB.excite 接続サービスを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲が変更される場合にあつては、変更後の場所において、同一契約でのBB.excite 接続サービスを利用することができない場合があります。

4. 契約者は、契約者の選択に基づき、NTTが提供する「フレッツ・スポット」を用いてBB.excite 接続サービスを利用することができます。

5. BB.excite 接続サービスにおける課金開始日は、一契約者ごとに、当社側においてBB.excite 接続サービスが提供可能となった日（契約者が当該日において、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」サービスのいずれかを利用可能となっているか否かを問いません。）とします。

6. 契約者は、BB.excite 接続サービスの利用にあたり、本約款第4条第1項第（2）号に定める固定IPオプション（以下、「固定IPオプション」といいます。）を利用することができます。この場合、第7条（月額料金の額（第29条関係））に定めるBB.excite 接続サービスの月額料金及び固定IPオプションの月額料金が発生します。

第4条（サービス内容の変更等（第18条関係））

1. 契約者は、BB.excite 接続サービスの各コースの間において、サービス内容の変更を請求することができます。

第5条（契約者からの解約が効力を有する日（第26条第1項関係））

1. BB.excite 接続サービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日とします。

第6条（初期費用の額（第28条関係））

1. BB.excite 接続サービスの初期費用の額は、0円とします。

第7条（月額料金の額（第29条関係））

1. BB.excite 接続サービスの月額料金の額は、以下に定める通りとします。

- (1) 300円でADSLコース
300円＋消費税等
- (2) 500円でADSLコース
500円＋消費税等
- (3) 500円で光ファイバーコース
500円＋消費税等
- (4) 500円で光ファイバープレミアムコース
500円＋消費税等
- (5) 1,000円で超光ファイバーコース
1,000円＋消費税等

2. 固定IPオプションの月額料金の額は、以下に定める通りとします。

- (1) 前項第(1)号乃至第(4)号の場合
2,500円＋消費税等
- (2) 前項第(5)号の場合
3,000円＋消費税等

第8条（保証の限定（第39条関係））

1. BB.excite 接続サービスは、以下の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) 通信の伝送帯域や速度。
- (3) BB.excite 接続サービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと
その他通信の品質等に瑕疵のないこと。

別紙2 BB.excite 接続サービス「BB.excite 光 with フレッツ」特約において定める事項

第1条（最低利用期間）

1. 「BB.excite 光 with フレッツ」の最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（提供区域（第5条関係））

1. NTTの提供区域のうち、当社が指定する範囲の区域とします。現在当社が提供しているのは日本国内全国です。

第3条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. 契約者は、NTTが提供する「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」サービスのいずれかの契約者である必要があります。

2. 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用して「BB.excite 光 with フレッツ」を利用することはできません。

3. 契約者は、「BB.excite 光 with フレッツ」を利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲が変更される場合にあつては、変更後の場所において、同一契約での「BB.excite 光 with フレッツ」を利用することができない場合があります。

4. 契約者は、契約者の選択に基づき、NTTが提供する「フレッツ・スポット」を用いて「BB.excite 光 with フレッツ」を利用することができます。

5. 「BB.excite 光 with フレッツ」における課金開始日は、一契約者ごとに、当社側において「BB.excite 光 with フレッツ」が提供可能となった日（契約者が当該日において、NTTが提供する「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」サービスのいずれかを利用可能となっているか否かを問いません。）とします。

6. 契約者は「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」のサービス利用料金（初期費用、月額利用料、機器利用料、付加サービス利用料等）の利用明細を含む請求書がNTTから当社へ送付され、契約者に代わって当社が支払うことについて予め同意するものとします。ただし、契約者がNTT料金回収代行、NTTファイナンス回収代行又はtabal まるごと決済を利用する場合、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」のサービス利用料金（初期費用、月額利用料、機器利用料、付加サービス利用料等）、BB.excite 接続サービスに関する料金がNTT又はNTT

ファイナンスから契約者に請求するものとします。また、平成 22 年 2 月 1 日以降に契約した契約者が NTT 料金回収代行、NTT ファイナンス回収代行又は tabal まるごと決済を利用しない場合、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」のサービス利用料金（初期費用、月額利用料、機器利用料、付加サービス利用料等）は NTT 又は NTT ファイナンスから、BB.excite 接続サービスに関する料金は当社から、契約者に請求するものとします。

7. 契約者は「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」のサービス利用情報（付加サービス利用情報・機器利用情報等）、異動情報（廃止、移転、名義変更等）が NTT 又は NTT ファイナンスから当社へ通知されることについて予め同意するものとします。

8. 契約者は、「BB.excite 光 with フレッツ」の利用にあたり、固定 IP オプションを利用することができます。この場合、第 7 条（月額料金の額（第 29 条関係））に定める「BB.excite 光 with フレッツ」の月額料金及び固定 IP オプションの月額料金が発生します。

第 4 条（サービス内容の変更等（第 18 条関係））

1. 「BB.excite 光 with フレッツ」の契約者が、「BB.excite 光 with フレッツ」を契約したまま、以下①乃至③の NTT が提供するフレッツ光の回線品目間において、サービス内容の変更をした場合、契約者は、BB.excite 接続サービスのコース間で、サービス内容の変更を請求することができます。

① 「B フレッツ（ベーシックタイプ及びビジネスタイプ以外）」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」

② 「フレッツ・光プレミアム」

③ 「B フレッツ（ベーシックタイプ）」

2. 契約者は、「BB.excite 光 with フレッツ」から BB.excite 接続サービスの他のコースへサービス内容の変更を請求することができます。

第 5 条（契約者からの解約が効力を有する日（第 26 条第 1 項関係））

1. 「BB.excite 光 with フレッツ」において、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日とします。

第 6 条（初期費用の額（第 28 条関係））

1. 「BB.excite 光 with フレッツ」の初期費用の額は、NTT の定める、契約料、工事費等が発生します。

第 7 条（月額料金の額（第 29 条関係））

1. 「BB.excite 光 with フレッツ」の月額料金の額は、次に定める通りとします。

(1) 契約者の利用するフレッツ回線が「B フレッツ (ベーシックタイプ以外)」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」の場合。

500 円＋消費税等

(2) 契約者の利用するフレッツ回線が「フレッツ・光プレミアム」の場合

500 円＋消費税等

(3) 契約者の利用するフレッツ回線が「B フレッツ (ベーシックタイプ)」の場合

1,000 円＋消費税

3. 前項の月額料金に NTT の「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」のサービス利用料金 (月額利用料、機器利用料、付加サービス利用料等) を加えた金額とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第 8 条 (保証の限定 (第 39 条関係))

1. 「BB. excite 光 with フレッツ」は、以下の事項について保証しません。

(1) 通信が常に利用可能であること。

(2) 通信の伝送帯域や速度。

(3) BB. excite 接続サービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと
その他通信の品質等に瑕疵のないこと。

別紙3 固定 IP オプションにおいて定める事項

第1条（最低利用期間）

1. 固定 IP オプションの最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（提供区域（第5条関係））

1. NTT の提供区域のうち、当社が指定する範囲の区域とします。現在当社が提供しているのは日本国内全国です。

第3条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. 契約者は、BB. excite 接続サービスの契約者である必要があります。
2. 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは静的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用して固定 IP オプションを利用することはできません。
3. 契約者は、固定 IP オプションを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲が変更される場合にあつては、変更後の場所において、同一契約での固定 IP オプションを利用することができない場合があります。
4. 固定 IP オプションにおける課金開始日は、一契約者ごとに、当社側において固定 IP オプションが提供可能となった日（契約者が当該日において、NTT が提供する「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」又は「フレッツ 光ライトプラス」サービスのいずれかを利用可能となっているか否かを問いません。）とします。

第4条（サービス内容の変更等（第18条関係））

1. 固定 IP オプションにおいて、契約者が契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

第5条（契約者からの解約が効力を有する日（第26条第1項関係））

1. 固定 IP オプションにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があつた日とします。

第6条（初期費用の額（第28条関係））

1. 固定 IP オプションの初期費用の額は、0 円とします。

第7条（月額料金の額（第29条関係））

1. 固定 IP オプションの月額料金の額は、以下に定める通りとします。

(1) 別紙1 第7条第1項第(1)号乃至第(4)号並びに別紙2 第7条第1項第(1)号及び第(2)号の場合

2,500 円+消費税等

(2) 別紙1 第7条第1項第(5)号及び別紙2 第7条第1項第(3)号の場合

3,000 円+消費税等

第8条 (保証の限定 (第39条関係))

1. 固定 IP オプションは、以下の事項について保証しません。

(1) 通信が常に利用可能であること。

(2) 通信の伝送帯域や速度。

(3) 固定 IP オプションを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないことその他通信の品質等に瑕疵のないこと。

別紙4 BB.excite メールにおいて定める事項

第1条（最低利用期間）

1. BB.excite マールの最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. BB.excite メールにおける課金開始日は、一契約ごとに、当社側においてBB.excite メールが提供可能となった日とします。

2. BB.excite メールにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をした場合、再登録手数料を当社から契約者に対して請求します。再登録手数料の額は、300円＋消費税等とします。

3. 当社及びその他の第三者は、適宜、広告、プロモーション等を含む電子メールメッセージを登録ユーザーに対し配信することがあります。当社は、このような電子メールメッセージの内容、メッセージに応じて購入された商品又はサービスに関してなんら保証をいたしません。また、登録ユーザーは当社がこれらの点について何ら責任を負わないことに同意するものとします。

第3条（契約の内容を変更することができる事項（第18条関係））

1. BB.excite メールにおいて、契約者が契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

第4条（契約者からの解約が効力を有する日（第26条第1項関係））

1. BB.excite メールにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日とします。

第5条（初期費用の額（第28条関係））

1. BB.excite マールの初期費用の額は、0円とします。

第6条（月額料金の額（第29条関係））

1. BB.excite マールの月額料金の額は、以下に定める通りとします。

(1) BB.excite メールアドレス 380円＋消費税等。ただし、BB.excite マールの利用時点においてBB.excite 接続サービスを利用している場合は、280円＋消費税等とします。

(2) ファミリーメールアドレス（1アカウントにつき）380円＋消費税等で最大8アカウントまで申込可能。ただし、BB.excite マールの利用時点においてBB.excite 接続サービスを利用している場合は、280円＋消費税等とします。なお、ファミリーメールは、BB.excite

メールアドレス登録後に、お申込が出来ます。

第7条（保証の限定（第39条関係））

1. BB.excite メールは、以下の事項について保証しません。

- （1）通信が常に利用可能であること。
- （2）メッセージの配信時期。
- （3）メッセージの誤配
- （4）BB.excite メールを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。
- （5）内容。

別紙5 BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて定める事項

第1条（最低利用期間）

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスの最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおける課金開始日は、一契約ごとに、当社側においてBB.excite パソコンお助けサポートサービスが提供可能となった日とします。
2. BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をした場合、再登録手数料を当社から契約者に対して請求します。再登録手数料の額は、300円＋消費税等とします。

第3条（契約の内容を変更することができる事項（第18条関係））

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて、契約者から契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

第4条（契約者からの解約が効力を有する日（第26条第1項関係））

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日とします。

第5条（初期費用の額（第28条関係））

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスの初期費用の額は、0円とします。

第6条（月額料金及び利用料の額（第29条関係））

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスの月額料金の額は、300円＋消費税等とします。
2. 個別の利用料の額は、別途定める当社所定の「料金表」に記載するものとします。
3. 利用料の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第7条（保証の限定（第39条関係））

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスは、以下の事項について保証しません。
（1）BB.excite パソコンお助けサービスが常に利用可能であること。
（2）BB.excite パソコンお助けサービスを利用した結果。

(3) 品質 (通信の不良に起因する場合があります)。

(4) BB.excite パソコンお助けサービスを利用して受発信される情報の完全性、正確性、適用性、有用性、真偽、妥当性、有効性等。

(5) 第三者の権利を侵害しないものであること。

別紙6 ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて定める事項

第1条（最低利用期間）

1. ESET ファミリーセキュリティサービスの最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. ESET ファミリーセキュリティサービスにおける課金開始日は、一契約ごとに、当社側においてESET ファミリーセキュリティサービスが提供可能となった日とします。

2. ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をすることはできません。契約者が再度契約を希望する場合、解約が成立した暦月の翌月以降に改めて申込むものとします。

第3条（契約の内容を変更することができる事項（第18条関係））

1. ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて、契約者から契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

第4条（契約者からの解約が効力を有する日（第26条第1項関係））

1. ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日が属する暦月の末日とします。

第5条（初期費用の額（第28条関係））

1. ESET ファミリーセキュリティサービスの初期費用の額は、0円とします。

第6条（月額料金及び利用料の額（第29条関係））

1. ESET ファミリーセキュリティサービスの月額料金の額は、500円＋消費税等とします。ただし、ESET ファミリーセキュリティサービスの利用時点においてBB.excite 接続サービスを利用している場合は、400円＋消費税等とします。

2. 個別の利用料の額は、別途定める当社所定の「料金表」に記載するものとします。

3. 利用料の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第7条（保証の限定（第39条関係））

1. ESET ファミリーセキュリティサービスは、以下の事項について保証しません。

(1) ESET ファミリーセキュリティサービスが常に利用可能であること。

- (2) ESET ファミリーセキュリティサービスを利用した結果。
- (3) 品質（通信の不良に起因する場合があります）。
- (4) ESET ファミリーセキュリティサービスを利用して受発信される情報の完全性、正確性、適用性、有用性、真偽、妥当性、有効性等。
- (5) 第三者の権利を侵害しないものであること。

別紙7 Hulu オプションサービスにおいて定める事項

第1条（最低利用期間）

1. Hulu オプションサービスの最低利用期間は、課金開始日を含む暦月の末日とします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条（契約者の義務又はサービス利用の要件（第17条第5項関係））

1. Hulu オプションサービスにおける課金開始日は、一契約ごとに、当社側において Hulu オプションサービスが提供可能となった日とします。

2. Hulu オプションサービスにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をすることはできません。契約者が再度契約を希望する場合、解約が成立した暦月の翌月以降に改めて申込むものとします。

第3条（契約の内容を変更することができる事項（第18条関係））

1. Hulu オプションサービスにおいて、契約者から契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

第4条（契約者からの解約が効力を有する日（第26条第1項関係））

1. Hulu オプションサービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日が属する暦月の末日とします。

第5条（初期費用の額（第28条関係））

1. Hulu オプションサービスの初期費用の額は、0円とします。

第6条（月額料金及び利用料の額（第29条関係））

1. Hulu オプションサービスの月額料金の額は、933円＋消費税等とします。

2. 個別の利用料の額は、別途定める当社所定の「料金表」に記載するものとします。

3. 利用料の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第7条（保証の限定（第39条関係））

1. Hulu オプションサービスは、以下の事項について保証しません。

- (1) Hulu オプションサービスが常に利用可能であること。
- (2) Hulu オプションサービスを利用した結果。
- (3) 品質（通信の不良に起因する場合があります）。

(4) Hulu オプションサービスを利用して受発信される情報の完全性、正確性、適用性、有用性、真偽、妥当性、有効性等。

(5) 第三者の権利を侵害しないものであること。